

新型コロナウイルス感染症に係る減免制度について

後期高齢者医療保険料

1. 対象者 下記の①又は②に該当する方

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウ全てに該当する世帯の方

ア. 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が令和元年の当該事業収入等の10分の3以上であること。

イ. 世帯の主たる生計維持者の令和元年の所得の合計額が1000万円以下であること。

ウ. 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。

2. 減免の対象となる保険料

令和元年度及び令和2年度分の保険料で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限があるもの

3. 減免額

①に該当する場合

全額免除

②に該当する場合

減免の対象となる保険料額（※1） × 減免割合（※2）

※1 $A \times B / C$

A：対象期間の保険料額

B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等の前年の所得額

C：世帯の令和元年の合計の合計額

※2

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2